

令和6・7年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、茨城県後期高齢者医療広域連合により2年ごとに見直されます。

令和6年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は次のとおり決定されました。

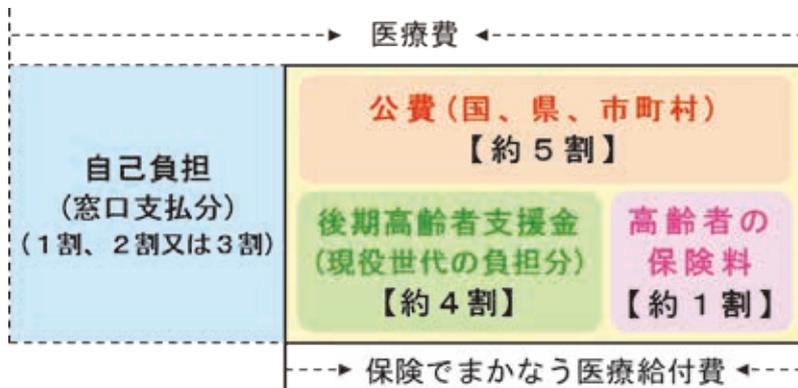
(※県内は均一の保険料率となります。)

区 分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度
		賦課のもととなる金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる金額が 58万円超の方	※所得割率は賦課のもととなる金額によらず、統一されます。
均等割額	46,000円	47,500円 (+ 1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+ 0.50%)	9.66% (+ 1.16%)	9.66%

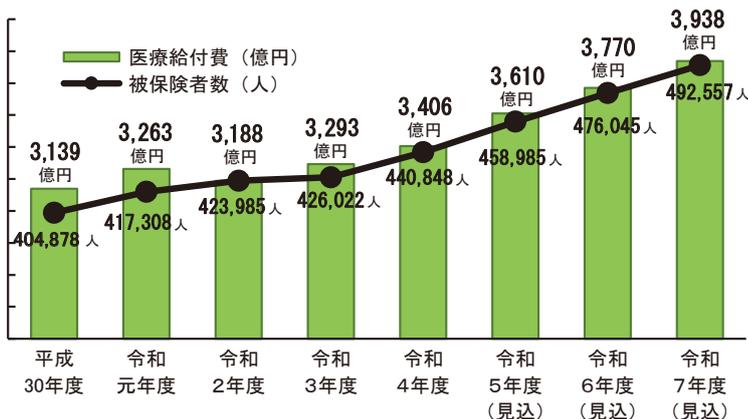
「後期高齢者医療保険料の決定通知」は7月中にご自宅に届きます。令和6年度の年間保険料額は、後期高齢者医療保険料の決定通知をご覧ください。

後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度では、県の後期高齢者医療広域連合から医療機関へ支払う医療給付費(医療費から窓口負担を除いた分)の約1割を、後期高齢者医療保険料で賄っているため、保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように計算しています。



【茨城県の医療給付費の推移】



被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており、令和6・7年度の2か年の被保険者数や医療給付費等の見込みを踏まえ、収支が均衡するように保険料率を改定しました。

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。